

低所得者支援臨時給付金(均等割のみ課税世帯)申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)



(※令和5年12月1日時点の住所登録地)

八幡浜 市長様

2ページ目の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年12月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

○ 令和5年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税課税証明書を添付して下さい。(16歳以上の方のみ) ※住民税課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

No.	(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	性別	個人番号	現住所と令和5年1月1日時点の住所の状況	異なる場合には令和5年1月1日時点の住所を記載	令和5年度住民税課税状況
				生年月日	□現住所と同一 □異なる		□非課税 □所得割課税 □均等割のみ課税 □未申告
1	(申請者)	本人			□現住所と同一 □異なる		□非課税 □所得割課税 □均等割のみ課税 □未申告
2				明・大・昭・平・令 年 月 日	□現住所と同一 □異なる		□非課税 □所得割課税 □均等割のみ課税 □未申告
3				明・大・昭・平・令 年 月 日	□現住所と同一 □異なる		□非課税 □所得割課税 □均等割のみ課税 □未申告
4				明・大・昭・平・令 年 月 日	□現住所と同一 □異なる		□非課税 □所得割課税 □均等割のみ課税 □未申告
5				明・大・昭・平・令 年 月 日	□現住所と同一 □異なる		□非課税 □所得割課税 □均等割のみ課税 □未申告

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座) ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1 銀行 5 農協 2 金庫 6 漁協 3 信組 7 信漁連 4 信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は) ※欄にご記入下さい	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、八幡浜市社会福祉課(電話0894-22-3113)にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 低所得者支援臨時給付金(均等割のみ課税世帯)(以下「給付金(均等割のみ課税世帯)」という。)の支給要件(※)に該当します。
- ① ※ 給付金(均等割のみ課税世帯)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。
ア 世帯に令和5年度住民税均等割課税者を含み、令和5年度住民税所得割課税者を含みません。
イ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいません。
 - ② 世帯の中に、住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
 - ③ 既に給付金(均等割のみ課税世帯)の支給を受けた世帯ではありません。
 - ④ 給付金(均等割のみ課税世帯)の支給要件の該当性等を審査等するため、八幡浜市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
 - ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
 - ⑥ この申請書は、八幡浜市において支給決定をした後は、給付金(均等割のみ課税世帯)の請求書として取り扱います。
 - ⑦ 八幡浜市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年6月28日までに、八幡浜市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(均等割のみ課税世帯)が支給されないことに同意します。
 - ⑧ 給付金(均等割のみ課税世帯)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(均等割のみ課税世帯)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(均等割のみ課税世帯)を返還します。

提出書類

※ こども加算分の給付と両方申請する場合は、こちらにのみ提出書類を添付してください。

- 低所得者支援臨時給付金(均等割のみ課税世帯)申請書(請求書)(申請を必要とする世帯の場合)(本書)**
※ 必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税課税証明書』の写し(コピー)**
※ 16歳以上の方は必ず提出してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

※支給に影響ありませんが、市外の課税者からの扶養を受けている世帯主の方は、同封の扶養状況確認書をあわせて、返送して下さい。

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名

低所得者支援臨時給付金(均等割のみ課税世帯)申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)



(※令和5年12月1日時点の住所登録地)
八幡浜 市長様

2ページ目の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

Table with columns: (フリガナ)氏名, 性別, 生年月日, 現住所.
Entry: (キタハマ タロウ) 北浜 太郎, 男, 明治・大正・昭和・平成・令和 55年 10月 10日, 八幡浜市〇〇町〇〇-〇

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年12月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

○ 令和5年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税課税証明書を添付して下さい。(16歳以上の方のみ) ※住民税課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

Table with columns: (フリガナ)氏名, 申請者との続柄, 性別, 個人番号(生年月日), 現住所と令和5年1月1日時点の住所の状況, 異なる場合には令和5年1月1日時点の住所を記載, 令和5年度住民税課税状況.

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座) ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

Table for bank account details: 金融機関名, 支店名, 分類, 口座番号, 口座名義(カナ).
Entry: 〇〇, 〇〇, 普通, 1234567, キタハマ タロウ

Table for branch details: ゆうちょ銀行, 通帳記号, 通帳番号, 口座名義(カナ).

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、八幡浜市社会福祉課(電話0894-22-3113)にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 低所得者支援臨時給付金(均等割のみ課税世帯)(以下「給付金(均等割のみ課税世帯)」という。)の支給要件(※)に該当します。
- ※ 給付金(均等割のみ課税世帯)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。
ア 世帯に令和5年度住民税均等割課税者を含み、令和5年度住民税所得割課税者を含みません。
イ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいません。
 - 世帯の中に、住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
 - 既に給付金(均等割のみ課税世帯)の支給を受けた世帯ではありません。
 - 給付金(均等割のみ課税世帯)の支給要件の該当性等を審査等するため、八幡浜市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
 - 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
 - この申請書は、八幡浜市において支給決定をした後は、給付金(均等割のみ課税世帯)の請求書として取り扱います。
 - 八幡浜市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年6月28日までに、八幡浜市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(均等割のみ課税世帯)が支給されないことに同意します。
 - 給付金(均等割のみ課税世帯)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(均等割のみ課税世帯)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(均等割のみ課税世帯)を返還します。

提出書類

※ こども加算分の給付と両方申請する場合は、こちらにのみ提出書類を添付してください。

- 低所得者支援臨時給付金(均等割のみ課税世帯)申請書(請求書)(申請を必要とする世帯の場合)(本書)**
※ 必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税課税証明書』の写し(コピー)**
※ 16歳以上の方は必ず提出してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

※支給に影響ありませんが、市外の課税者からの扶養を受けている世帯主の方は、同封の扶養状況確認書をあわせて、返送して下さい。

本申立ての内容に相違ありません。

令和6年 4月 〇日

申請者氏名 北 浜 太 郎